

2011年10月13日

内閣総理大臣 復興対策本部長

野田佳彦様

国際婦人年連絡会

橋本 葉子

世話人 平松 昌子

山口みつ子

## 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の被害と女性・子どもの健康に関する要望

3月11日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故から、既に7か月以上が経過しました。しかし未だ収束の目途はたたず、「ホットスポット」等にみられる放射能による汚染は、首都圏を超え広がっています。とりわけ、母親たちは子どもを放射能から守ろうと必死です。

放射性物質による外部被曝・内部被曝による健康影響について調査し、被害結果と予防などの対応策を示すことが求められています。私たちは、特に女性と子どもへの健康被害が、「未来の生命系」破壊につながることを憂慮しています。一日も早い対応策の実施を要望します。

チェルノブイリの原発事故の後、心身の不調を訴える人々に対して、旧ソ連が「放射能恐怖症」という精神科的な病名をつけて、放射能被曝の後遺症を認めようとしなかったことがありました。文部科学省は「放射能を正しく理解するために」(子どもの心のケア)の文書(4月20日に教育関係者・保護者に向けて)の中で、PTSDについて述べた後、「放射能について過剰に心配しない、させないことが大切です」と述べていますが、放射能の恐怖は深刻です。今必要なことは、正確な調査とその情報公開、適切な対応策です。

私たちは東京電力福島第一原子力発電所事故における、下記の事項を速やかに実行されることを強く要望いたします。

### 記

1. 放射性物質によるとくに子どもと女性の健康被害を調査し救済対策を速やかに実施すること
  - (1) 政府・東京電力は、原発事故による大気・土壌・海水等の放射能による汚染度を福島近辺だけでなく「ホットスポット」地域でも徹底的にモニタリングし、正確な情報を公表し、住民に汚染の実害を知らせること
  - (2) 女性と子ども、とりわけ乳幼児や妊婦の放射能による汚染の影響を重視し、汚染地域とその避難先での指導および定期検診、治療等を専門的に対処する機関を設置し、これら施策の期間を区切ることなく長期的に継続すること。また経費および救済措置は、国の責任で行うこと
  - (3) 特に、母体に入った放射性物質は、妊娠経過に異常を及ぼすなど、たとえ低線量地域でも、長く生活を続ければ、女性の生殖系環境に影響が生じることは明白であると、チェルノブイリ事故後の調査、研究を続けている医師や科学者が報告している。日本独自の調査研究機関と医療施設を設置し、母体の保護のため放射性物質による影響を調査すること
  - (4) 汚染土壌の除去や徹底洗浄など放射能の除染と、汚染された土壌や廃棄物の処理について、あらゆる専門家の英知を結集して対応して、次世代に負荷を残さないこと
1. ひとりの人間が影響を受ける総合的な放射性物質の外部被曝・内部被曝の総量を継続的に測定・調査し、その健康影響を、安全性を基準に規制値を慎重に定め、公表すること
  - (1) プライバシーを守り、情報は正確、迅速に公表し、差別につながる風評被害をつくらぬよう伝えること
  - (2) 暫定規制値等の根拠となる内容を説明し、その意味をわかりやすく国民に伝えること
  - (3) 分子生物学の進展に鑑み、広く専門家の協力で結果や予防対策を検討し、規制値等は随時、見直すこと
  - (4) 地域医療機関・助産機関・保健センター・保育・教育機関、男女共同参画関連機関等と幅広く連携し、測定・調査・対策と、情報の正確な広報にあたること
1. 放射能汚染等による生物濃縮と食物連鎖による食べ物からの内部被曝被害、特にこれからの海洋汚染と魚介・海藻などの汚染を、水俣病などの教訓をいかし、長期的な「疫学調査体制」を整備すること

(他に 細野豪志環境大臣に提出)